

国立大学法人奈良国立大学機構監事候補者選考会議 関係法令

国立大学法人法（抄）

（国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年法律第41号）。令和4年4月1日施行。）

（役員）

第十条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長及び監事二人（二以上の国立大学を設置する国立大学法人にあっては、その設置する国立大学の数に一を加えた員数）を置く。

2 前項の規定により置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならない。

（役員の内命）

第十二条 監事は、文部科学大臣が任命する。

（役員の内期）

第十五条

4 監事の内期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の内承認の時までとする。ただし、補欠の監事の内期は、前任者の残任内期とする。